

ケガ保険



割引率
30%

ご加入対象	退職後継続	別冊
社員本人および家族	*○	P1~P2

*一部プラン変更要

補償内容

ケガによる入院・通院・手術・死亡・後遺障害を補償します。入院、通院ともに1日目から補償します。通院のみでもお支払いします。

被保険者ごとに、いずれかひとつのプラン1口に加入いただけます。（複数プランの加入はできません。）

このような場合に役立ちます！ 天災危険補償特約付きですので、地震や噴火、これらに起因する津波によるケガも補償対象です。



自転車で転んでケガをした。



交通事故でケガをした。



スキーで転んでケガをした。



地震でがれきの下敷きになりケガをした。

就業中対象外

被保険者になれる方：社員本人のみ

		1 A	2 A
傷害入院保険金日額	事故発生日から180日以内 180日限度	5,000円	10,000円
傷害通院保険金日額	事故発生日から180日以内 90日限度	3,500円	7,000円
傷害手術保険金	事故発生日から180日以内	入院中の手術：傷害入院保険金日額の10倍 入院中以外の手術：傷害入院保険金日額の5倍	
傷害死亡・後遺障害保険金額	事故発生日から180日以内	255万円	510万円
月額保険料（年齢にかかわらず）		930円	1,870円

1A～2Aプランは社員本人のみでご加入いただけます。お仕事中の事故はお支払いの対象とはなりません。ただし、通勤途上の事故はお支払いの対象となります。
*社員とは、富士フィルムホールディングス株式会社およびそのグループ会社に勤務され毎月給与の支払いを受けている役員、従業員、準社員、嘱託の方をいいます。

24時間補償

被保険者になれる方：社員本人・そのご家族*（ご家族もお一人ずつお申込みが必要です。）
※家族の範囲は15ページ（Q1）をご確認ください。

		1 B	2 B	1 C	2 C
傷害入院保険金日額	事故発生日から180日以内 180日限度	4,000円	8,000円	5,000円	10,000円
傷害通院保険金日額	事故発生日から180日以内 90日限度	2,000円	4,000円	3,500円	7,000円
傷害手術保険金	事故発生日から180日以内	入院中の手術：傷害入院保険金日額の10倍 入院中以外の手術：傷害入院保険金日額の5倍			
傷害死亡・後遺障害保険金額	事故発生日から180日以内	240万円	480万円	240万円	480万円
月額保険料（年齢にかかわらず）		950円	1,880円	1,360円	2,720円

Pickup!

＼自転車に乗る方必見！／

自転車事故リスクへの備え

＼自転車を運転する際のリスクは2種類！それぞれ備えが必要です。

被害者への賠償リスクへの備え

賠償保険
5 Fプラン
(11ページ)



自身のケガリスクへの備え

ケガ保険
1 A～2 C 全6プラン
(7ページ)

＼賠償リスクへの備えは大切です！

自転車による加害事故

9,521万円の賠償判決

判決事例

男子小学生（11才）が夜間、帰宅途中で自転車で走行中、歩道と車道の区別のない道路において歩行中の女性（62才）と正面衝突。女性は頭蓋骨骨折等の傷害を負い、意識が戻らない状態となった。
(神戸地方裁判所 2013年7月4日判決)
一般社団法人 日本損害保険協会「知っていますか？自転車事故の実態と備え（2025年8月版）」より

賠償保険（5 F）への加入で

1億円まで補償！ さらに示談交渉サービス付

日本国内で発生した賠償事故については、被保険者のお申し出により三井住友海上が示談交渉をお引受けします。

▶ 賠償保険（5 Fプラン）の保険金額、保険料は11ページをご覧ください。

！ ご注意点

ケガとは	急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害をいいます。
通院認定について	柔道整復師（接骨院、整骨院等）による施術の場合、通院日数の認定にあたっては、傷害の部位や程度に応じ、医師の治療に準じて認定し、お支払いします。また、鍼（はり）・灸（きゅう）・マッサージなどの医療類似行為については、医師の指示に基づいて行われた施術のみ、お支払いの対象となります。
傷害死亡保険金受取人	傷害死亡保険金は、特に傷害死亡保険金受取人を定めなかった場合には、被保険者の法定相続人にお支払いします。傷害死亡保険金以外の保険金は、普通保険約款・特約に定めております。
みなし通院について	通院されない場合で、所定の部位を固定するためにギプス等を常時装着したときは、その日数について傷害通院したものとみなします。ただし、医師の指示による固定であること、かつ、診断書、診療報酬明細書等から所定の部位をギプス等の装着により固定していることが確認できる場合に限りです。 「ギプス等」とは、ギプス（キャスト）、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、副子（シーネ、スプリント）固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBブレース（下腿骨骨折後に装着したものに付き、骨癒合に至るまでの医師が装着を指示した期間が診断書上明確な場合に限りです。）、線副子等（上下顎を一体的に固定した場合に限りです。）およびハローベストをいいます。 また、補償範囲は次のいずれかの部位（指、顔面等は含まれません。）を固定する場合に限りです。 ・長管骨（上腕骨、橈骨、尺骨、大腿骨、脛骨および腓骨をいいます。以下同様とします。）または脊柱 ・長管骨に接続する3大関節部分（肩関節、肘関節、手関節、股関節、膝関節および足関節をいいます。）。 ・肋骨または胸骨（鎖骨、肩甲骨は含まれません。）。ただし、体幹部を固定した場合に限りです。 ・頸骨または頸関節。ただし、線副子等で上下顎を一体的に固定した場合に限りです。

病気保険 基本補償



割引率
30%

補償内容 病気による入院・手術・退院後の通院*等を補償します。*8E、8I、8Hプランのみ

被保険者ごとに、いずれかひとつのプランに加入いただけます。(複数プランの加入はできません)

被保険者になれる方：社員本人・そのご家族* (ご家族もお一人ずつお申込みが必要です)
*家族の範囲は15ページ(Q1)をご確認ください。

下表は1口ご加入の場合の保険金額です。2口ご加入の場合は、*の保険金を除き、お支払いする保険金の額が2倍となります。

加入限度口数	2口	8E	8I	8H	8F
疾病入院保険金日額		5,000円	5,000円	3,000円	3,000円
病気で入院した日から1,095日以内 1,095日限度					
疾病手術保険金		入院中の手術：疾病入院保険金日額の20倍 入院中以外の手術：疾病入院保険金日額の5倍			
疾病手術費用保険金額		2026年度より廃止			
疾病放射線治療保険金		疾病入院保険金日額の10倍			
疾病入院時一時金額		5万円	5万円	5万円	5万円
疾病長期入院時保険金額*		10万円(入院90日ごと) *2口お申込みの場合も10万円			
疾病退院時一時金額		5万円	-	-	-
疾病通院保険金日額		3,000円	3,000円	3,000円	-
退院した日の翌日から180日以内 30日限度					
葬祭費用保険金額		150万円	-	-	-

		月額保険料							
プラン		8E		8I		8H		8F	
加入口数		1口	2口	1口	2口	1口	2口	1口	2口
2026.4.21 時点の年齢 〔年令別〕 月額保険料	生後15日以上～4才	910円	1,810円	740円	1,460円	520円	1,030円	500円	990円
	5～9才	590円	1,190円	560円	1,120円	400円	790円	390円	760円
	10～14才	330円	630円	300円	570円	220円	420円	210円	410円
	15～19才	350円	710円	300円	590円	210円	420円	200円	400円
	20～24才	540円	1,070円	470円	930円	330円	640円	320円	620円
	25～29才	780円	1,560円	700円	1,400円	480円	960円	460円	920円
	30～34才	1,070円	2,100円	960円	1,890円	660円	1,290円	630円	1,240円
	35～39才	1,150円	2,250円	1,000円	1,970円	690円	1,350円	650円	1,280円
	40～44才	1,230円	2,430円	1,010円	2,000円	700円	1,380円	650円	1,280円
	45～49才	1,630円	3,220円	1,270円	2,520円	870円	1,730円	790円	1,560円
	50～54才	2,250円	4,520円	1,690円	3,380円	1,160円	2,310円	1,030円	2,040円
	55～59才	3,240円	6,420円	2,380円	4,720円	1,620円	3,200円	1,440円	2,840円
60～64才	4,890円	9,720円	3,500円	6,940円	2,370円	4,680円	2,120円	4,170円	
65～69才	7,680円	15,260円	5,410円	10,720円	3,640円	7,190円	3,270円	6,450円	
70～74才	11,630円	23,100円	8,040円	15,910円	5,410円	10,670円	4,770円	9,390円	
75～79才	18,990円	37,640円	12,900円	25,460円	8,580円	16,830円	7,610円	14,890円	

！ご注意点
 疾病退院時一時金 疾病入院の状態で14日以上継続した後に生存して退院された場合、または疾病入院の状態で365日を超えた場合にお支払いします。
 告知に該当する場合のお引受けについて 「病気保険」では、新たにお申込みいただく方、および継続して加入される場合で保険金額の増額など補償内容を拡大するご加入内容のご変更を伴う方は、健康に関する告知をいただく必要があります。「健康状況告知書ご記入のご案内」をご覧ください。質問事項にご回答ください。質問のご回答がいずれも「いいえ」の場合、お引受けします。

●継続加入いただいているお客さまで、「特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご加入されている方」は、あらためて現在の健康状況等に応じた告知をしていただくことができます。詳細は別冊P37～P38を必ずご確認ください。

病気保険 オプション

病気保険の基本補償をお申込みの方のみご加入いただけます。

+先進医療費用保険金

被保険者になれる方：社員本人・そのご家族 病気保険(基本補償)ご加入の方お一人ずつのお申込みが必要です。

加入限度口数	1口	S
先進医療費用保険金額		1,000万円
月額保険料		60円

+親介護一時金・休業補償

特約被保険者(介護対象者)になれる方：病気保険(基本補償)の被保険者本人*の親(姉妹含む)

*特約区分「2休業補償」「3一時金+休業補償」への加入は社員本人のみに限ります。ご家族の方はご加入いただけません。
 下表は1口ご加入の場合の保険金額・保険料です。

加入限度口数	3口	K2		
特約区分		1一時金	2休業補償	3一時金+休業補償
親介護一時金額		100万円	-	100万円
フランチャイズ期間：30日 要介護2以上				
親の介護による休業補償保険金額		-	10万円	10万円
免責期間：93日 てん補期間：9か月 要介護2以上				

2026.4.21時点の特約被保険者または介護対象者の年齢	〔親の年令別〕月額保険料		
20～24才	10円	10円	20円
25～29才	10円	10円	20円
30～34才	10円	10円	20円
35～39才	10円	10円	20円
40～44才	10円	10円	20円
45～49才	20円	10円	30円
50～54才	40円	20円	60円
55～59才	90円	50円	140円
60～64才	200円	120円	320円
65～69才	470円	280円	750円
70～74才	1,060円	640円	1,700円
75～79才	2,350円	1,420円	3,770円
80～84才	6,080円	3,690円	9,770円
85～89才	12,280円	7,470円	19,750円

Kプラン(要介護3以上)の保険料は同封の「Kプランご加入の皆さまへ」をご確認ください。
 親介護一時金は、介護のため一時的に必要となる費用(介護用品・住宅リフォーム費用等)に充当することを目的とした特約です。
 親の介護による休業補償保険金は、要介護状態である親(介護対象者)を介護するため、子(被保険者)が、勤務先の就業規則に基づく介護休業を取得した際に減少する所得の一部を補償することを目的とした特約です。ご加入にあたっては、ご自身に適用される就業規則等の規程を必ずご確認ください。

先進医療費用保険金	
ケガや病気のため、国内で先進医療を受けた場合に負担する費用を無料で補償します。(技術料に加え、交通費・宿泊費も補償)	
〔先進医療の例〕	最先端の医療 先進医療
先進医療にかかる費用は全額自己負担です。	
重粒子線治療	約314万円
陽子線治療	約266万円
厚生労働省「第127回先進医療会議」資料の「令和5年度先進医療技術の実績報告等について【先進医療A】」を元に引受保険会社にて試算	
先進医療の種類および実施医療機関については厚生労働省のホームページをご確認ください。	

+本人介護一時金

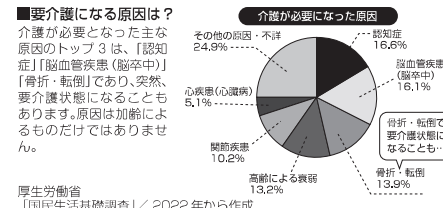
被保険者になれる方：社員本人・そのご家族 病気保険(基本補償)ご加入の方お一人ずつのお申込みが必要です。

*下表は1口ご加入の場合の保険金額・保険料です。

加入限度口数	3口	Z
介護一時金(本人介護)		100万円
フランチャイズ期間：30日 要介護2以上		

2026.4.21時点の年齢	〔年令別〕月額保険料	
	生後15日以上～4才	10円
	5～9才	10円
	10～14才	10円
	15～19才	10円
	20～24才	10円
	25～29才	10円
	30～34才	10円
	35～39才	10円
	40～44才	10円
	45～49才	20円
	50～54才	40円
55～59才	90円	
60～64才	200円	
65～69才	470円	
70～74才	1,060円	
75～79才	2,350円	

介護のため一時的に必要となる費用(介護用品・住宅リフォーム費用等)に充当することを目的とした特約です。



団体総合生活補償保険（標準型）
日常生活賠償特約・受託物賠償責任補償特約・携行品損害補償特約

賠償保険・携行品保険

割引率
30%

ご加入対象	退職後継続	別冊ページ
社員本人*	○	P10~P12

*賠償部分：家族は自動対象
携行品：家族型あり

賠償保険

補償内容

他人の身体・財物に損害を与えるなどして、法律上の損害賠償責任を負われた場合に補償します。

被保険者になれる方：社員本人のみ

※社員本人1名のご加入でご家族も補償対象となります。(傷害死亡・後遺障害保険金を除く)

	5F
日常生活賠償保険金額 国内示談交渉サービス付	1 億円
受託物賠償責任保険金額 免責金額：5,000 円	10 万円
傷害死亡・後遺障害保険金額 事故発生日から180日以内 ※社員本人のみ対象	100 万円
月額保険料	210 円

社員本人1名のご加入で自動的にご家族*を補償！

傷害死亡・後遺障害保険金は、社員本人のみ補償対象です。
※家族の範囲は15ページ<Q4>をご確認ください。

日常生活賠償保険金については、同様の保険契約がある場合は補償が重複しますので、補償内容をご確認ください。

このような場合に役立ちます！

自転車リスクに備えて！



自転車で乗っていて他人にぶつかり、ケガをさせてしまった。



他人から借りたビデオカメラを落として壊してしまった。



洗濯機の水を過ぎて溢れさせ、階下の他人宅の家具を汚してしまいました。



デパートの高額商品を落として壊してしまった。

携行品保険

補償内容

外出先での携行品に発生した破損・盗難等の損害を補償します。

いずれかひとつのプランに加入できます。(複数プランの加入はできません。)

被保険者になれる方：社員本人のみ

	10 F	10 G
携行品損害保険金額 免責金額：3,000 円	30 万円	30 万円
傷害死亡・後遺障害保険金額 事故発生日から180日以内	50 万円	50 万円
月額保険料	180 円	360 円

※家族の範囲は 15 ページ<Q4>をご確認ください。
(注)携行品損害保険金の損害の額は1個、1組または1対のものについて10万円が限度となります。

携行品に発生した破損・盗難等の損害を国内外問わず補償！

このような場合に役立ちます！



自分のカメラを落としてしまい、壊してしまいました。



旅行中に持っていたカバンを盗まれてしまった。
〔盗難の場合は警察への届出が必要となります。〕

6F：団体総合生活補償保険（標準型）、ホールインワン・アルバトロス費用補償特約
6F以外：団体総合生活補償保険、ゴルフカー賠償責任保険特約
ゴルフカー傷害補償特約、ゴルフ用品補償特約、ホールインワン・アルバトロス費用補償特約

ゴルフ向け保険

割引率
30%

ご加入対象	退職後継続	別冊ページ
6F	6E、6D、6A、6B	○
社員本人	社員本人および家族	P13~P18

ゴルフ向け保険

補償内容

ゴルフプレー中のさまざまな事故やホールインワン・アルバトロス達成時の諸費用を補償します。

このような場合に役立ちます！



プレー中にキャディーの指示によらず打つたため、第三者に損害を与えてしまった。(6F以外)



ゴルフプレー中にケガをしてしまった。



ゴルフ場等でゴルフ用品に損害を被ってしまった。(6F以外)



国内でホールインワンまたはアルバトロスを達成した。(*)

(*)日本国内の9ホール以上を有する有料のゴルフ場でのプレー中に限ります。
●原則として、セルフプレー中に達成したホールインワンまたはアルバトロスは保険金支払いの対象にはなりません。
●ただし、次のいずれかに該当する場合は、保険金をお支払いします。詳細は別冊 P16 ~ 18 をご参照ください。
①同伴競技者と同伴競技者以外の第三者がショットからカップインまでのボールの行方を連続して目視している場合
②ビデオ映像等の達成証明資料により、その達成を客観的に証明できる場合

被保険者ごとに、いずれかひとつのプランに加入できます。(複数プランの加入はできません。)

被保険者になれる方：6F以外→社員本人・そのご家族 (ご家族もお一人ずつお申込みが必要です。) 6F→社員本人のみ

補償対象者	6E	6D	6A	6B	6F
	本人・そのご家族				本人
ゴルフカー賠償責任保険金額	2 億円	1 億円	1 億円	5,000 万円	—
傷害死亡・後遺障害保険金額 事故発生日から180日以内	1,000 万円	980 万円	530 万円	330 万円	50 万円
傷害入院保険金日額 事故発生日から180日以内 180日限度	15,000 円	14,700 円	7,950 円	4,950 円	—
傷害通院保険金日額 事故発生日から180日以内 90日限度	10,000 円	9,800 円	5,300 円	3,300 円	—
傷害手術保険金 事故発生日から180日以内	入院中の手術：傷害入院保険金日額の10倍 入院中以外の手術：傷害入院保険金日額の5倍				—
ゴルフ用品保険金額	54 万円	40 万円	27 万円	12 万円	—
ホールインワン・アルバトロス費用保険金額	100 万円	50 万円	35 万円	20 万円	70 万円
月額保険料	1,460 円	920 円	610 円	370 円	670 円

ご注意点

傷害保険金
6E、6D、6A、6B：ゴルフ中のケガのみ補償対象となります。
6F：傷害死亡・後遺障害は24時間(ゴルフ中以外も)補償となります。入院、通院、手術の補償はありません。
ホールインワン・アルバトロス達成地域
「ホールインワン・アルバトロス費用補償」は日本国内で達成された場合に限りです。
天災危険補償対象外
地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガはお支払いの対象外です。

【補償の重複について】

賠償保険、ケガ保険、携行品保険とゴルフ向け保険では、補償の一部が重複する場合があります。下記の比較表を参考に、加入セットをお選びください。
また、自動車保険や火災保険の賠償特約がセットされている場合、補償が重複しますので、ご注意ください。(補償が重複した場合、補償の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。)

保険種類	地域		特 徴	保険金の種類	地域		特 徴
	国内	海外			国内	海外	
賠償保険	○	△	日常生活(ゴルフ中含む)において損害賠償責任を負った場合	ゴルフカー賠償責任補償	○	○	ゴルフの練習、競技または指導中の事故により損害賠償責任を負った場合
ケガ保険	○	○	日常生活(ゴルフ中を含む)のケガによる死亡・後遺障害、入院、手術、通院を補償	ゴルフカー傷害補償	○	○	ゴルフ場やゴルフ練習場敷地内でのゴルフの練習、競技または指導中のケガによる死亡・後遺障害、入院、手術、通院を補償(6Fは日常生活のケガによる死亡・後遺障害のみ)
携行品保険	○	○	日常生活において発生した盗難・破損・火災などにより携行品(ゴルフ用品含む)に損害が発生した場合	ゴルフ用品補償	○	○	ゴルフ場やゴルフ練習場敷地内でゴルフ用品の盗難・ゴルフクラブの破損・曲損が発生した場合
ホールインワン・アルバトロス費用(6F)	○	×	国内で達成したホールインワンまたはアルバトロスの達成祝賀会費用などを補償	ホールインワン・アルバトロス費用(6E、6D、6A、6B)	○	×	国内で達成したホールインワンまたはアルバトロスの達成祝賀会費用などを補償

●詳細は別冊 P 1 ~ 18 をご覧ください。

ケガ保険
病気保険
賠償保険
携行品保険
ゴルフ向け保険
長期収入
芽生トクシ
社員グループ
生活習慣病



割引率
30%

ご加入対象	退職後継続	別冊
社員本人	×	P19~P20

長期収入サポートプラン

補償内容

ケガや病気で免責期間を超えて就業障害となった場合（最長 60 才に達する誕生日の前日まで^(※)）補償します。

被保険者になれる方：社員本人のみ

加入限度口数 5口

最高5口までご加入いただけます。ただし、保険金額が平均月間所得額の50%以下となるような口数でお申込みください。下表は1口ご加入の場合の保険金額・保険料です。

団体長期障害所得補償保険金（1口）		A 5万円/月	
【年令別】 月額保険料	2026.4.21 時点の年令	男性	女性
	15～24才	314円	208円
	25～29才	330円	269円
	30～34才	398円	372円
	35～39才	492円	524円
	40～44才	682円	794円
	45～49才	899円	1,042円
	50～54才	1,061円	1,160円
	55～59才	1,010円	992円

●免責期間（支払対象外期間）は180日です。

「長期収入サポートプラン」による長期の収入補償をおすすめします！！

ケガまたは病気による、長期にわたる就業障害を補償します！

ケガまたは病気により長期間にわたって就業障害となった場合に被保険者が被る損害について、最長 60 才に達する誕生日の前日まで^(※)の長期の補償を提供します。

在職中のケガや病気による就業障害については、ご退職後も補償します！

在職中のケガや病気の原因で就業障害となりご退職された場合には、保険金支払条件を満たす限り、ご退職後も最長 60 才に達する誕生日の前日まで^(※)補償します。

自宅療養期間中もお支払いの対象です！

入院・自宅療養^{*}に関係なく、就業障害が続く限り保険金をお支払いします。
*医師の指示によるものに限ります。

一部復職した場合も対象です！

一部復職した場合でも障害が残り、20%を超えて所得が減額された場合にはお支払いの対象になります。

精神障害による就業障害も補償します！

精神障害補償特約による保険金の支払いは、基本契約のてん補期間にかかわらず、免責期間終了日の翌日から起算して 24 か月を限度とします。

現役の方、かつ団体制度でのみご加入いただける保険です！

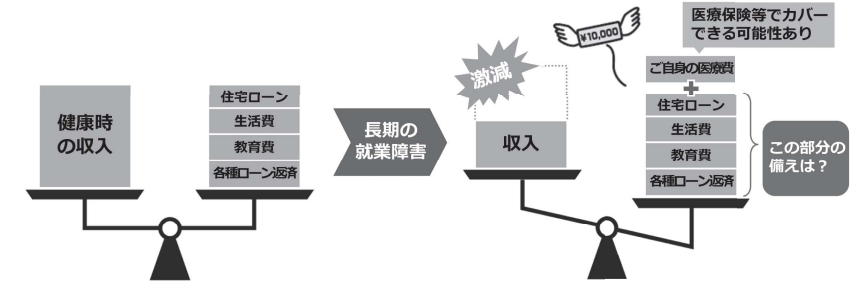
(※)ただし、免責期間の終了日の翌日から 60 才に達する誕生日の前日までの期間が 3 年に満たない場合はてん補期間を 3 年間とします。

『長期収入サポートプラン』は、長期間働けなくなったとき、皆さまの生活をサポートします。



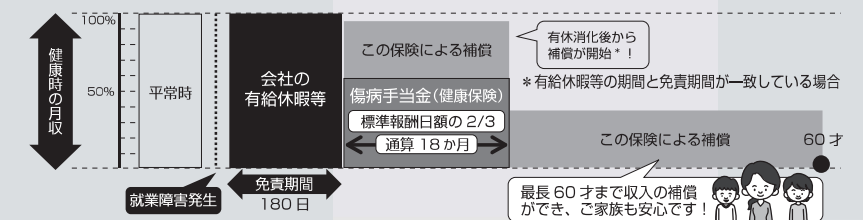
健康で働ける時に保たれている
収支のバランスも...

就業障害が長期化すると
大変なことに...



補償イメージ

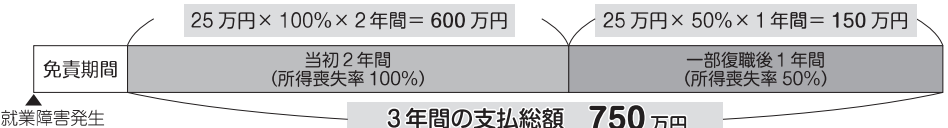
※免責期間（支払対象外期間）終了日の翌日から 60 才に達する誕生日の前日までの期間が 3 年に満たない場合、てん補期間を 3 年とします。また精神障害補償特約による保険金の支払いは、基本契約のてん補期間にかかわらず、免責期間終了日の翌日から起算して 24 か月を限度とします。



支払事例

脳卒中で入院し、免責期間終了後も全く働けない状態が2年間続いた。職務復職したものの1年間は正常勤務ができず月の所得額が50%減少した（所得喪失率が50%であった）が、それ以降は正常に勤務した。

保険金額（支払基礎所得額）25万円（5口加入）の場合



特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご加入されているお客さまへ

継続時には、あらかじめ現在の健康状況等に応じた告知をしていただくことができます。なお、保険期間の途中で特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件の削除・変更を行うことはできません。あらかじめ告知を行う場合、告知の結果によって以下いずれかのお取扱いとなります。

<告知の結果、お引受けできる場合>

特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件を削除してご加入いただくことができます。
web手続き：「加入内容の確認」画面にて、既加入内容が表示されておりますので、「内容変更」ボタンを押下し、加入後の補償内容に応じた質問事項にご回答ください。

加入申込票：「特定疾病対象外欄」に疾病コード、疾病・症状名（力ナ）が表示されている場合は、二重線で削除してください。

なお、条件を削除して継続いただいた場合でも、保険金のお支払有無は、発病時点の保険契約の条件で判断することがあります。

<告知の結果、お引受けできない場合>

ご加入を継続いただくことができません。
ご不明な点がございましたら、代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。

団体損害保険 Q & A

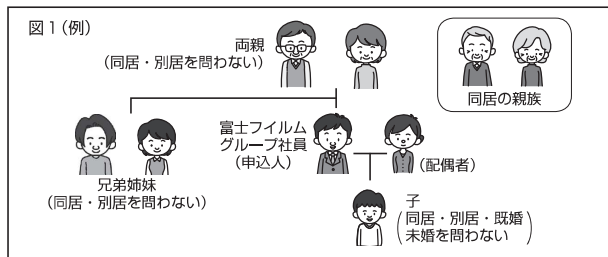
皆さんからよくある疑問・質問をまとめました！



加入の可否

<Q1> ケガ保険、病気保険、ゴルファー向け保険（6E・6D・6A・6B）において家族はどこまで被保険者本人になれるのか？

A1 家族のうち被保険者本人になれる範囲は、配偶者、子ども、両親、兄弟姉妹および社員本人と同居している親族です。（図1）



<Q2> 子どもが結婚しましたが、引続き加入できますか？

A2 ご加入いただけます。結婚によって姓が変わっている場合は、お手続きください。手続き方法は、Webの場合は、「加入内容の確認」画面より、「内容変更」のボタンを押下して、姓を変更いただき、加入申込票の場合打ち出している旧姓を訂正（カタカナ記入）し、訂正署名のうえ、提出してください。

<Q3> 単身赴任で配偶者・子ども・親族と同居していませんが、加入できますか？

A3 留守宅に残る親族のうち、配偶者・本人および配偶者の子ども・両親・兄弟姉妹についてはご加入いただけます。（加入資格において、配偶者・子ども・両親・兄弟姉妹は同居・別居を問いません。）ご加入いただける補償については、パンフレットの各補償部分をご確認ください。

<Q4> 賠償保険、携行品保険の10Gプランで補償される家族の範囲はどこまでですか？

A4 本人、配偶者、本人または配偶者と同居の親族、本人または配偶者の別居の未婚の子が補償対象となります。なお、賠償保険の傷害死亡・後遺障害保険金は被保険者本人のみが補償対象となります。詳細は別冊P25をご覧ください。

健康に関する告知

<Q5> 健康に関する告知の回答に「はい」となる項目が1つでもあり、新規加入、補償の増額・追加はできないのですか？

A5 質問項目のいずれかが「はい」の場合、お引受けできません。

詳細については、別冊P36～P40をご確認ください。

*ご加入をお引受けした場合でも、加入時以前に発病していた病気を原因とする保険金請求については補償対象外となり、増額前の加入内容でのお支払いとなる場合があります。なお、「賠償保険・携行品保険・ゴルファー向け保険・ケガ保険」は告知の必要はありません。

<Q6> 一度補償を解約すると、再加入はできないのですか？

A6 再加入時に健康に関する告知へご回答いただき、いずれの質問も「いいえ」の場合、お引受けします。

*再加入の補償は「新規加入」の取扱いとなり、新規加入日以前に発病していた病気を原因とする保険金請求については補償対象外となる場合があります。なお、「賠償保険・携行品保険・ゴルファー向け保険・ケガ保険」は告知の必要はなく、再加入は可能です。

<Q7> 現在、特定の疾病・症状群について保険金が支払われない条件で加入していますが、過去の病気は完治し、かなりの年数が経過しています。補償してもらえないのでしょうか？

A7 継続時に「健康状況告知書質問事項」に該当しない方は、再度「健康状況告知書質問事項」にご回答いただくことにより、該当の「特定の疾病・症状群について保険金が支払われない条件」を削除して継続加入いただけます。ただし、条件を削除してご継続いただいた場合でも、保険金のお支払有無は発病時点の保険契約の条件で判断することがございます。

変更・脱退

<Q8> 保険期間の途中で補償の追加、変更や脱退はできますか？

A8 下記以外の口数の変更、プランの追加・変更・脱退などは受付をしておりません。

これまで同様、一斉募集期間にお手続きいただけますようお願いいたします。

<新規加入>これまで、団体損害保険のいずれの補償にも加入していない社員が新規加入すること。

例：社員本人が初めて団体損害保険に加入する場合

<被保険者の追加>これまで、団体損害保険のいずれの補償にも加入していない被保険者が加入すること。

例：社員本人は加入済み、お子さまが初めて団体損害保険に加入する場合

<全部脱退>これまで、団体損害保険加入している社員がすべての補償から脱退すること。保険年度内に再加入は出来ません。

<被保険者の脱退>これまで、団体損害保険に加入している被保険者がすべての補償から脱退すること。

【お手続きできない内容の例】

例：ケガ保険に加入している方が、病気保険を追加で加入したい場合（プランの追加）

例：ケガ保険と病気保険に加入している方が、ケガ保険のみを脱退したい場合（プランの脱退）

例：ケガ保険のプラン1Aに加入しているが、2Bに変更したい場合（プランの変更）

補償内容

<Q9> 「ケガ」とはどのようなものをいうのでしょうか？

A9 ケガとは「急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害」をいいます。たとえば、パソコン入力作業に伴う腱鞘炎、騒音の中での労働に伴う難聴、ゴルフ・テニスなどのスポーツを繰り返していることによる疲労骨折、関節炎、靴ずれ、しもやけ、加齢による関節症・ヘルニアなどは上記要素を満たさないため、ケガに該当しません。詳しくは別冊P21の「※印の用語のご説明」をご覧ください。

<Q10> 帝王切開をして出産をしたのですが補償の対象となりますか？

A10 異常妊娠、異常分娩または産じよく期の異常の場合は、「病気保険」の対象となります。詳しくは別冊P3をご覧ください。

<Q11> 病気の「発病日」はどのように考えるのでしょうか？

A11 病名を確定診断された日ではなく、入院・手術・先進医療による治療・自宅療養などの原因となった病気（「医学上因果関係がある病気」も含みます）を実際に医師が診察した日（＝初診日）となります。健康診断や人間ドックでの異常指摘を契機として治療を開始した場合は、判定結果とその後の治療の一連性を確認したうえで、健康診断や人間ドックの受診日を発病日とすることがあります。

<Q12> 内視鏡による大腸ポリープの切除術をしました。入院はしていませんが、対象となりますか？

A12 病気手術の場合は入院していなくても対象となります。ただし、検査目的（生検）であれば対象となりません。

<Q13> 胃がんで入院・手術し、保険金請求しましたが、1年後に再発し、再入院することとなりました。補償されますか？

A13 入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を超えているため、「1回の疾病入院」にあたりません。よって、再発が判明した日（発病日）時点のご加入内容に基づき、保険金をお支払いします。

<Q14> 「病気保険」、「長期収入サポートプラン」で精神的な病気も補償されますか？

A14 「病気保険」（葬祭費用保険金を除く）は、「特定精神障害補償特約」がセットされているため、所定の範囲の精神障害は補償対象です。詳細については、別冊P3～9の「保険金をお支払いしない主な場合」をご覧ください。「長期収入サポートプラン」は「精神障害補償特約」がセットされているため、所定の範囲の精神障害は補償対象です。詳細については、別冊P19～20の「保険金をお支払いしない主な場合」をご覧ください。

<Q15> 「携行品保険10F」に加入。配偶者の所有物を携行中に壊してしまいましたが、対象になりますか？

A15 被保険者本人の所有物でないため補償対象になりません。同様に「他人から借りたもの」なども被保険者の所有物でないため、補償対象になりません。

<Q16> 携行品保険でスマートフォンや携帯音楽プレーヤー、タブレットの破損は補償されますか？

A16 スマートフォン：対象外（携帯式通信機器にあたるため）
携帯音楽プレーヤー：対象（音楽機器にあたるため）
タブレット：対象外（携帯式電子事務機器にあたるため）

<Q17> 「ゴルファー向け保険6E」に加入。プレー中にゴルフクラブが折れてしまったのですが、補償されますか？

A17 はい、補償対象です。ただし、ゴルフクラブ以外のゴルフ用品の破損・曲損は補償対象外となります。

その他

<Q18> 団体損害保険は年末調整の保険料控除の対象になりますか？

A18 「病気保険（葬祭費用保険金は除きます）・長期収入サポートプラン」が生命保険料控除の対象です。

<Q19> 退職した場合、継続加入できますか？

A19 補償の種類によって、継続可否が異なります。（表1）

表1

補償プラン		補償プラン	
ケガ保険（1A・2A）	24時間補償プラン（1B・2B・1C・2C）のうちいずれかでの継続となります。	携行品保険	このまま継続が可能です。
ケガ保険（1A・2A以外）	このまま継続が可能です。	ゴルファー向け保険	このまま継続が可能です。
病気保険（基本補償）	このまま継続が可能です。	長期収入サポートプラン	退職後はご継続できません。
賠償保険	このまま継続が可能です。		